

○訪問看護リハビリステーションくらし料金表(医療保険利用の方)

(平成27年4月1日現在)

以下の利用料金となります。ただし、利用者の保険等により利用者負担割合が異なります。

(1)利用料金

	訪問看護実施者の職種	金額
基本療養費Ⅰ	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士の場合(週3日目まで)	一日につき 5,550円
	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士の場合(週4日目以降)	一日につき 6,550円
	准看護師の場合(週3日目まで)	一日につき 5,050円
	准看護師の場合(週4日目以降)	一日につき 6,050円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	同一日に3人以上 ①正看護師:週3日目まで ②正看護師:週4日目以降 ③准看護師:週3日目まで ④准看護師:週4日目以降	一日につき ①2,780円 ②3,280円 ③2,530円 ④3,030円
基本療養費Ⅲ (外泊中)	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士の場合	一日につき 8,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	当事業所の看護師等が利用者様が亡くなられた日及び亡くなる前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合。	死亡月につき 20,000円
訪問看護管理療養費	計画書・報告書を主治医に提出するとともに、利用者に対して計画的な管理を継続して行った場合。	月の初日 7,400円 月の二回目以降 2,980円

(2)加算料金

①早朝・夜間加算(6～8時、18～22時)

一回 2,100円

深夜加算(22～6時)

一回 4,200円

②24時間対応体制加算

利用者様・家族様等に対して24時間対応体制にあり、計画外の緊急時間訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。

一月 5,400円

③退院時共同指導加算

入院中・入所中の方に対して退院・退所にあたって看護師等が療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

一回 6,000円

※特別な管理が必要な方に対して行った場合は2,000円加算されます。

④退院支援指導加算

退院日当日に訪問看護を行った場合、次の訪問の際基本療養費に加算されます。

一回 6,000円

⑤複数名訪問看護指導加算

・利用者様・御家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が1人の利用者様に対して訪問看護を実施した場合。

・利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められた場合。

看護師+(看護師・療法士) 一回 4,300円

看護師+(准看護師) 一回 3,800円

看護師+(看護補助者) 一回 3,000円

⑥特別管理加算

特別な管理を必要とされる利用者に計画的な管理を行った場合に加算されます。

(Ⅰ)①在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態の方

②気管カニューレ若しくは、留置カテーテルを使用している状態の方

一月 5,000円

(Ⅱ)①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態の方

②在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方

④真皮を超える褥瘡の状態の方

一月 2,500円